

経過型介護療養型医療施設の見直し

1) 経過型介護療養型医療施設について

- 療養病床の再編成については、
 - ・ 医療の必要度の高い方については医療療養病床で対応
 - ・ 医療の必要度の低い方については療養病床から転換した介護老人保健施設を中心に対応
- することを基本的な考え方としている。
- このような考え方沿って、療養病床の再編成を進めるため、平成23年度末までの経過的な措置として、介護療養型医療施設については、医師、看護職員の配置を緩和することで医療機関のコストを引き下げつつ、介護報酬上評価する「経過型介護療養型医療施設」が設けられている。

【参考：人員配置の比較】

○ 介護療養型医療施設
医 師 3人
看護職員 6 : 1
介護職員 6 : 1

○ 経過型介護療養型医療施設
医 師 2人
看護職員 8 : 1
介護職員 4 : 1

2) 経過型介護療養型医療施設の見直しについて

- 介護療養型医療施設が、経過型介護療養型医療施設を経て介護老人保健施設へと転換する場合、看護職員の配置は、
 - ・ 介護療養型医療施設 : 「6:1」
 - ・ 経過型介護療養型医療施設 : 「8:1」
 - ・ 療養病床から転換した介護老人保健施設 : 「6:1」となる。
- 介護療養型医療施設の転換過程において、看護職員の配置を経過型介護療養型医療施設として「8:1」に緩和し、その後、療養病床から転換した介護老人保健施設に転換する場合に再度「6:1」の配置が必要となることは現実的ではないと考えられる。
- このため、療養病床から介護老人保健施設への円滑な転換を進める観点から、平成23年度末まで認められている経過型介護療養型医療施設について、看護職員「6:1」の配置も評価することとしてはどうか。